

浜名病院

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

当施設で実施するサービスは介護保険の指定を受けています。

指定訪問リハビリテーション

静岡県指定 第 2218410179 号

当事業所はご利用者に対して指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション) サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

○訪問リハビリテーションサービスは、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象になります。
(介護予防訪問リハビリテーションサービスは、「要支援1及び2」と認定された方が対象)

目次

	ページ
1 経営法人	2
2 事業所の概要	2
3 職員の配置状況及び勤務体制	3
4 当事業所が提供するサービスと利用料	3～4
5 利用料金のお支払方法	4
6 キャンセル料について	4
7 契約の終了について	4～5
8 事故発生時の対応方法について	5
9 虐待の防止について	5
10 衛生管理等	5
11 業務継続計画の策定等について	6
12 苦情処理について	6
13 秘密保持及び個人情報の保護	6
14 損害賠償について	6

1 経営法人

- | | |
|----------|--------------------|
| ① 法人名 | 医療法人宝美会 |
| ② 法人所在地 | 愛知県豊川市小坂井町道地100番地1 |
| ③ 電話番号 | 0533-78-5313 |
| ④ FAX 番号 | 0533-78-4911 |
| ⑤ 代表者氏名 | 理事長 牧野 一政 |
| ⑥ 設立年月日 | 昭和56年 1月29日 |

2 事業所の概要

- | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① サービスの種類 | 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
令和 6年 8月 1日指定
静岡県第 2218410179 号 |
| ② 事業所の目的 | 在宅にて療養されている要介護（要支援）者に対し、適切な指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスを提供します。 |
| ③ 事業所の運営方針 | 従業者は、要介護（要支援）者の心身の状態に応じて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。サービスの実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご家族や居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）のケアマネージャー（担当者）、市町村、地域の保健医療福祉のサービスを提供する者との密接な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めます。
ご利用者又は、他のご利用者等の生命又は身体の保護のために、やむを得ない場合を除いて、身体拘束は行いません。 |
| ④ 事業所の名称 | 浜名病院 |
| ⑤ 事業所の所在地 | 静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地15番地の70 |
| ⑥ 電話番号 | (053) 577-2333 |
| ⑦ FAX 番号 | (053) 573-0322 |
| ⑧ 管理者氏名 | 及川 道雄（医師） |
| ⑨ 開設年月日 | 令和 6年 8月 1日 |
| ⑩ 通常サービス実施地域 | 湖西市全域 |
| ⑪ 営業日及び営業時間 | 営業日：月曜日から土曜日までとする。
休業日：国民の祝日、12月30日から1月3日及び開設者医療法人宝美会が定めた休日。
営業時間：午前8時45分から午後5時45分までとする。
(但し、木曜日・土曜日は午前8時45分から午後12時45分まで) |
| ⑫ サービス提供時間 | 午前9時から午後5時までとする。 |

3 職員の配置状況及び勤務体制

当事業所では、指定基準に従って下記の職種の職員を配置しています。

職種別の勤務体制

職種	勤務体制
管理者(医師)	常勤兼務 1名以上
理学療法士又は作業療法士	常勤兼務又は非常勤兼務 1名以上

4 当事業所が提供するサービスと利用料

(1) 介護保険給付内で提供するサービス

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の作成
ご利用者及びご家族の希望とご利用者の心身の状態、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）の担当者等の支援方針に合わせたリハビリテーション計画を作成します。
- ② 機能訓練
理学療法士又は作業療法士が、心身の機能の維持回復を目的とし、ご利用者の状態や生活環境に合ったリハビリテーションを実施します

(2) 介護保険内のサービス利用料金（別紙）

- ・第1号被保険者（65歳以上被保険者）のうち一定以上所得者は2割又は3割負担
 - ・負担割合証の交付（認定者全員）
負担割合証の提示もお願いいたします。
- ※詳細については各市町村（保険者）へお問い合わせください。

厚生労働大臣が定める介護報酬の告示に準じ、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担分（1割又は2割又は3割）をお支払いください。

- ◎ 湖西市は地域区分が「その他」であるため、(別紙)の単位数に10円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合（1割又は2割又は3割）が自己負担となります。
- ◎ 1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
- ◎ ご利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（ご利用者が保険料を滞納しているため、利用料を当事業所に支払わなければならない旨の記載）がある時は、ご利用者は一旦利用料金の全額を当事業所にお支払いいただきます。
- ◎ ご利用者が、要介護認定を受ける以前に当事業所をご利用になった場合には、利用料の全額を一旦お支払いいただき、要介護認定を受けた後、償還払い手続きにより自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されることとなります。その際は、手続きに必要な「サービス提供証明書」を交付いたします。

(3) 介護保険外のサービス及び利用料金（別紙）

以下の費用は、介護保険の給付対象とはなりませんので、ご利用者にご負担いただきます。

① 交通費

通常の事業の実施地域の方は無料です。実施地域を超えて行う交通費については、1回につき通常の実施地域を超えた地点から事業所から1kmあたり50円とする。

② 連絡ノート 実費

③ その他費用

訪問リハビリテーションを提供するため、利用者のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

5 利用料金(別紙に定めます)のお支払い方法

利用料金及び費用は毎月末日締めとし、翌月の10日以降に請求書をお渡ししますので、その月内にお支払いください。

お支払方法は以下の中よりご都合にあわせて選択してください。

- ① 「浜名病院」 外来窓口にお越しただいてのお支払い
- ② 指定口座への振込み（ご利用者名にてお振込みください）
- ③ 現金書留による支払い
- ④ 口座振替

6 キャンセル料について

ご利用者の都合によりサービスの利用を中止される場合は、サービス利用日の当日午前9時までにご連絡ください。サービス利用の当日午前9時以降のご連絡はキャンセル料（1,000円）をいただきます。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情の場合、キャンセル料はいただきませんので、連絡時には中止の理由を申し添えてください。

7 契約の終了について

本契約の有効期限は契約締結からご契約者の要介護認定等の有効期間満了日までとします。以下の場合には、契約はその有効期間内でも終了とします。

- (1) ご利用者から解約の申し出があった場合
- (2) 要介護認定等によりご利用者が「非該当」と判定された場合
 - ① 訪問リハビリテーションにあつては「要支援1及び2」と判定された場合
但し、「介護予防訪問リハビリテーション」へ自動継続可能
 - ② 介護予防訪問リハビリテーションにあつては「要介護1～5」と判定された場合
但し、「訪問リハビリテーション」へ自動継続可能
- (3) ご利用者が死亡された場合
- (4) その他サービス提供が不可能になった場合

- (5) ご利用者と当事業所間の信頼関係を失わせるなど特別な理由があった場合は、当事業所から契約の解除を申し入れます。
- ご契約の終了に際して、ご利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに、その他必要な援助を行うよう努めます。
- (6) その他、当事業所からの申し出により契約解除していただく場合
- 以下の事項に該当する場合には、当事業所と契約解除していただくことがあります。
- ① ご利用者又は家族もしくは代理人が、故意又は重大な過失により当事業所又はサービス従業者若しくは他の利用者等の生命、身体、所有物、信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行なうなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② ご利用者又は家族もしくは代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ③ ご利用者又は家族もしくは代理人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
 - ④ 他の利用者がご利用者の身体、所有物、信用等を傷つけた場合若しくは傷つけられる恐れがある場合において、当事業所が適切な対応を取れない場合
 - ⑤ 天災、災害、施設又は設備の故障その他やむを得ない事情により、当事業所を利用いただくことができない場合

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 虐待の防止について

訪問リハビリは、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講ずるものとします。また、事業所における虐待の防止のための指針の整備を行い、委員会の設置も行います。

10 衛生管理等

- (1) 理学療法士等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に沿って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 苦情処理について

(1) 訪問リハビリにおける苦情の受付

- ① 訪問リハビリにおける苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口：浜名病院 地域医療連携室

受付時間：午前8時45分～午後5：30

(休業日を除く、但し木曜日・土曜日は午前8時45分～正午)

(2) 行政による苦情受付機関

- ① 静岡県国民健康保険団体連合会（介護苦情相談）

TEL：(054) 253-5590 / 受付時間：9：00～17：00（平日のみ）

- ② 湖西市高齢者福祉課（高齢者福祉課）

TEL：(053) 576-1104 / 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

13 秘密保持及び個人情報の保護

- ① 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ② 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ③ 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

14 損害賠償について

当事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、当事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

年 月 日

(事業者)

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 湖西市新所岡崎梅田入会地 15 番地の 70

名 称 浜名病院 訪問リハビリテーション

説明者 _____

(利用者)

この説明により、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____

(家族もしくは代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 () _____